

水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務 仕様書

1. 要旨

本仕様書は、境港市（以下「発注者」という。）が、当該業務の受託者（以下「受注者」という。）に委託する水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務（以下「本業務」という。）について、大要を示すものであり、本業務の遂行上当然必要と認められるものについては、この仕様書に記載のない事項であっても、受注者の責任において実施するものとする。

2. 本業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置の下で進めること。
- (4) 受注者は、管理技術者、担当技術者及び照査技術者の各技術者を配置することとし、各技術者は兼任することができない。
- (5) 受注者は、本業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受注者は、本業務の実施にあたり、本業務に関連する最新の情報の収集と、本業務への反映に務めることとし、実効性の高い具体的提案を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

3. 本業務の目的

「水木しげる記念館」は、100年以上の歴史を誇る料亭であった建物をミュージアムとして活用し、平成15年に開館したが、屋根や空調設備などの老朽化が進み、来館者の安心・安全、利便性の向上のためには、大規模改修や設備の更新が必要となっている。また、原画等を収蔵する場所がないこと、事務室のスペースが手狭である等の課題も山積している。開館から15年が経過し、建物の老朽化やスペースの狭隘化による利用者ニーズへの対応不足が課題となっている。

本市が令和元年8月に設置した「水木しげる記念館あり方検討委員会」で、施設のあり方について1年半の間、様々な観点から議論、検討を行っていただき、結果、令和3年3月に「現地での建て替えが妥当」との最終提言を受けた。その提言を踏まえ、本市は「水木しげる記念館」を“現在地”に建て替えることを基本方針とした。

本業務では、新たな記念館整備の方向性について取りまとめることを目的に基本構想・基本計画を策定するものである。

4. 業務履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日までとする。なお、市民や議会へ進捗状況を周知するため、素案の段階でも報告を求めることがある。

5. 業務履行場所

- (1) 建設地（現在地）
住所 境港市本町5番地
敷地面積 1,643 m²

別添

地目 宅地

(2) 建設地内施設（現有施設）

構造 木造一部鉄骨造 地下1階地上2階

延床面積 1,141 m²

6. 業務計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結の日から7日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 検討する業務内容

イ 業務遂行方針

ウ 業務詳細工程（打合せ計画を含む）

エ その他発注者が必要とする事項

7. 本業務内容

(1) 基本構想・基本計画策定に係る計画立案支援業務

[基本構想]

ア 現況把握、課題整理

本市における記念館の位置づけと現在の記念館での事業展開や運営状況について整理を行い、現状の施設の強みと弱みについて検討を行う。

- ・社会背景や境港市上位計画等の関連情報整理
- ・既存施設の現況と課題整理
- ・主要な展示資料の把握

イ 先進事例調査

近年再整備された類似施設の事例を調査し、展示施設に求められる利用者のニーズや時代状況について整理を行う。

- ・類似施設の事例調査（近年求められている機能や展示手法・事業内容などの把握）

ウ 基本構想の作成

上記ア及びイの検討結果や、下記(2)水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画検討委員会の協議結果等を踏まえ、新たな記念館のコンセプトと方向性を整理する。そのコンセプトをもとに施設の役割と事業展開を検討し、整理を行う。

- ・新施設の基本理念、基本コンセプトの作成
- ・求められる事業内容案のイメージ検討（展示・収集保存・観光振興・交流等）
- ・管理運営の考え方

エ 建設地と施設規模の検討

建設地と施設規模を検討するために必要となる分析や調査を行う。

- ・立地環境、アクセス、建設条件、関連法規の整理

- ・施設規模や定員の検討

[基本計画]

オ 基本計画の作成

上記ウで策定した基本構想と上記エの検討結果や、下記（２）水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画検討委員会の協議結果等を踏まえ、事業内容や施設構成、管理運営形態等を定めた基本計画を作成する。また次の建築設計・展示設計への与件を整える。

なお、施設計画及び展示計画作成の際は着色ありの簡易パース図を作成すること。

- ・事業計画（展示、収集保存、観光振興・交流等、各サービスの事業計画）
- ・施設計画（必要機能、諸室構成、諸室規模、敷地計画、ゾーニング案）
- ・展示計画（展示方針、展示テーマ、展示構成、展示室イメージ、企画展示、イベント計画）
- ・建設計画（建設手順、感染症対策、景観、自然エネルギーの活用、防災）
- ・管理運営計画（管理運営方法、組織体制・人員配置計画、什器・備品整備、維持管理、広報計画）
- ・収支計画（建設費・施設運営経費等、入館者数見込、入館料・物販販売収入等）

カ 解体までのライフサイクルコスト及び事業スキームの検討

上記オの各計画にかかる解体までの50年間を想定したライフサイクルコストを算出する。その検討内容より考えられる事業スキームについて整理を行う。

- ・イニシャルコスト（建設工事費、展示、什器・備品購入費、仮設費等）及びランニングコスト（運営費、企画展示費、修繕費等）について、算出根拠等も含め整理すること。
- ・活用可能な補助金など、財源について整理すること。
- ・再整備に最適な事業手法及び事業スキームを整理すること。

キ その他

- ・県産材等の地域資源を積極的に活用されるよう、内外装等を検討すること。
- ・休館期間の短縮や休館中の展示について検討すること。

※業務委託期間は〔基本構想〕ア～エは4か月半、〔基本計画〕オ～キは4か月半の計9か月間を想定。

（２）水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画検討委員会の運営支援（計4回想定）

委員会は履行期間中に年4回程度予定している。委員会の開催にあたり、委員会資料の作成及び説明を行う。また、委員会での意見をまとめる。

- ・委員会資料の作成及び説明
- ・委員会での意見まとめ

（３）パブリックコメント等の実施支援

パブリックコメント等の資料作成、意見集約、公表資料の作成等、実施支援を行う。

別添

(4) 素案の公表

令和4年3月開催予定の「水木しげる生誕祭」で、基本構想・基本計画（素案）の公表を予定しており、公表資料の作成等、実施支援を行う。

8. 打合せ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と打合せを行い、その内容については、受注者がその都度書面に記録する。記録はWord形式（A4縦・横書き）で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として当該データを電子メールにより提出する。

9. 成果品

本業務に係る成果品は、以下のとおりとする。

製本による報告書は、原則としてA4縦型、カラー刷り、左綴じとし、各資料の電子データは、編集可能なWord、Excel、PowerPoint形式等で作成・保存すること。

- (1) 基本構想（全文版及び概要版） 各 50 部
- (2) 基本計画（全文版及び概要版） 各 50 部
- (3) パース図 50 部
- (4) 水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画検討委員会資料及び議事録 2 部
- (5) パブリックコメント資料 2 部
- (6) 打合せ資料及び議事録 2 部
- (7) 電子データ（CD-R等） 2 部

10. その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方協議の上、定めるものとする。
- (2) 本市が保有する情報・資料等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて提供するが、本市の許可なく第三者に流布してはならない。
- (3) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として発注者に帰属するものとし、本市の承諾なく、他に公表、貸与、使用してはならない。